

環境問題での日本と中国の双方向の学び

片岡直樹

1 日本の研究に対する中国での受け止め

2015年1月、中国環境出版社から『亞洲環境状況報告 第3巻』が刊行された。同書は、日本環境会議・「アジア環境白書」編集委員会が2003年10月に刊行した『アジア環境白書 2003/04』の翻訳出版本である。『アジア環境白書』の中国語版は、これまで第1巻（2005年）と第2巻（2014年）が発行されており、これに続く3番目のものである。第2巻と第3巻の出版は、日本語版発行から10年以上のタイムラグが生じているが、その事情などは、第2巻と第3巻の「中訳本前言」（中国語訳本はじめに）で、張坤民（中国可持続発展研究会名誉理事長）氏が書かれているので、参照されたい。

第3巻の「中訳本前言」で、張坤民氏は、中国語への翻訳の際に色々な検討作業が行われたことを紹介した上で、同書日本語版で取上げられている中国の環境問題に関する論稿で批判的な内容が書かれていても、「確実な証拠がないことが間違いないところ」を除いて、批判的な表現を削除等すべきではないという認識に至ったことが記されている。そしてこれは、「知无不言，言无不尽，言者无罪，聞者足戒」（知っていることは何でも話す，話せば余すところなく語り尽くす，言う者は罪がなく，聞く者は戒めとするに足る）という先賢の教誨に合致し、そして当今の「信息公开」（情報公開）の潮流に合致するものとしている。

張坤民氏は、中国の環境行政部門で活動し、環境教育にも携わってきた人である。その張氏が第3巻の内容への評価として、3つの特色を指摘している。そこでの重要な評価は、特色の第2のところに書かれている。すなわち、『亞洲環境状況報告』はその視野を不断に拡大してきており、そして重要、かつ展望的あるいは敏感な問題についても、敢えて取り上げていることである。そしてその具体例として、軍事基地汚染、戦争準備・実戦による環境破壊、劣化ウラン弾、地雷と不発弾、中国での日本による遺棄化学兵器、貿易と環境、農業や食糧と環境、森林と水での生物多様性、アジア地区の河川上下流の利害矛盾、アジア内陸での開発の不当からアラル海が消滅に向かっていること、日本の水俣病と政府の責任、および関係各国（地区）の環境政策の変遷および経験と教訓、が挙げられている。そしてこれらの問題に関する資料は通常簡単に目にすることができないとされている。その上で、張氏は、これらは我々に自国の環境を適切に管理（原語は「治理好」）し、国境を出て周辺の国家と世界各地での環境と発展の事業に参加するために、すべて大変有益なものであるとしている。

中国環境出版社は、中国の環境行政系統の出版社である。そのような出版社が近年、中国の環境行政と環境教育に尽力してきた張坤民氏の上記のような評価が行われた日本の書籍の翻訳・出版に取り組んでいることに注目したい。

2 福島原発事故を契機とする中国での原子力安全と放射能汚染への取組み

中国政府（国務院）は、福島原子力発電所事故をきっかけに、2011年3月16日に国務院常務会議を開催し、福島原発事故の状況に関する事情聴取を行うとともに、中国の原子力施設に関する安全検査を実施した¹⁾。そして2012年5月31日に「原子力安全と放射能汚染防治の“12次5カ年”計画および2020年長期目標」（原語は、「核安全与放射性污染防治“十二五”规划及2020年远景目标」）を原則的に承認した。そして中国の環境行政を担当する環境保護部は、国務院の承認があったとして2012年10月10日、上記計画・目標を公布し、関係部門と省レベル政府が、原子力施設や原子力技術利用装置の安全水準の向上などに取組むことが国務院から求められているとした²⁾。その後、国務院は上記計画・目標を引き継ぐ計画・目標として、2017年2月28日に「原子力安全と放射能汚染防治の“13次5カ年”計画および2025年長期目標」を承認し、環境保護部はこれを同年3月23日に公布している³⁾。

この2つの計画・目標では、原子力エネルギーと原子力技術利用事業の発展のために、原子力安全を確保するための多様な政策を実施することが予定されていて、それらの成果の確認・評価作業が行われることが明記されている。また同計画・目標の「五、保障措施」では、原子力の安全を実現するための施策が明記されている。その冒頭は、法律法規を充実させて、法治を強化することが記されている。また2番目に、必要となる経費・資金の確保についても記されていて、2017年の計画・目標では、巨大災害の責任準備金のための原子力保険制度などの構築の研究を進めることや、高リスクの放射源の安全責任保険の実験的取組みを進めることが書かれている。

法律整備では、原子力安全法（原語は、「核安全法」）と原子力エネルギー法（原語は、「原子能法」）の立法作業を進めることが書かれている。2017年9月1日に原子力安全問題の領域の専門法として「原子力安全法」が制定され、2018年1月1日に施行される⁴⁾。同法では、安全管理に関わる違法行為の行政処罰については具体的な規定を置いているが、刑事責任については抽象的内容の1か条が規定されただけである。深刻な放射能汚染によって環境損害などが発生したときの賠償などについては、抽象的ではあるが、いくつかの具体的制度を想定した規定内容となっている。すなわち使用済み燃料や放射性廃棄物の処理などの費用負担や、放射能汚染への費用負担など、さらには損害賠償責任の履行のための保険制度などについて、抽象的だが明記されている。成立した法律の規定の仕方からすると、上記の計画・目標が示した費用負担の取組みは、これから具体化されていくのであろう。

福島原発事故についての中国の政府部門による検証作業が行われ、その成果が出版されている。環境保護部核輻射安全監管二司・環境保護部核輻射安全中心が編集した『日本福島核事故』（中国原子能出版社、2014年10月発行）である。同書の「前言」では、関係情報は2013年7月までのものとされている。同書の「序」では、福島原子力事故の経験・教訓の総括とフィードバックは長期間持続する過程として理解されており、福島原子力事故を契機に、中国の原子力施設の安全水準を向上させ、原子力エネルギーと原子力技術利用事業の「安全、健康、持続可能な発展」を推進することを期待するとしている。

福島原発事故をきっかけに、中国の原子力発電などにおける安全について、取組みの歴史、現状そして課題などを検討した研究書も出版されている。姜振飛『中国核安全評論（第一巻）』（金城出版社、社会科学文献出版社、2015年8月発行）である。同書では、世界で発生した原子力発電所の事故の歴史と特徴をまとめている。そして福島原発事故についても分析を行い、2002年に明らかになった東京電力の長年にわたる虚偽検査報告などを指摘し、また今回の事故でも自社だけの利益のために、事故の危害を減少・緩和する最も良い時機を失したとした上で、原子力発電に関係する組織が「原子力安全文化の建設を高度に重視しなければならない」ことを主張している（同書第二章を参照）。そして中国での原子力安全における問題点を検討し、中国で発生した放射線事故件数などを指摘して、中国での原子力安全に関する立法の問題点を挙げ、改善されるべき制度課題を指摘している（同書第四章を参照）。そこでは原子力損害賠償制度の問題点も取上げられ、福島事故のような大規模の原子力事故損害が発生した場合には、生命財産、環境損失等の賠償額は天文学的な数字となるが、現在の賠償限度額制度では被害者の迅速・有効な賠償を確保できないとしている。

なお以上で紹介した政府の計画、政府の検証作業、そして研究者の書籍では、福島原発事故により、多数の避難者が発生し、人の居住できない地域があり、多様な被害が発生していることと、これら被害への救済の現実・実態および様々な解決すべき課題があることなどは取り上げられていない。また広範な地域で継続している放射能汚染と対応の方策などについても、取り上げられていない。

3 中国の放射能汚染問題に対する法制度と立法課題

中国では、放射能汚染問題は環境汚染問題の法領域に位置付けられてきた。中国の環境問題に関する基本的な法律とされている「環境保護法」は、1979年に「試行」法として制定されたが、同法「第三章 汚染とその他公害の防治」の冒頭の第16条は、「工鉱業企業と都市生活からの廃ガス、廃水、廃棄物、粉じん、ゴミ、放射性物質などの有害物質、および騒音、振動、悪臭などの、環境に対する汚染と危害を積極的に防治する。」と規定し、放射能汚染を法の対象としていた。また同法第24条第2項は、放射性物質について「国家の関係

規定に従って、嚴重に防護と管理をしなければならない。」と規定していた。同法は1989年に改正され、第16条と第24条は改正法第24条と第33条に引き継がれている。同法は2014年に改正されたが、上記規定は第42条と第48条に引き継がれている。

中国の司法部法学教材編輯部による編集・審査を経た「成人向け高等法学教育通用教材」として、1995年に『環境法教程』（蔡守秋（主編）。法律出版社、1995年8月出版）が出版されている。同書では、「第六章 污染防治法」のところで、海洋汚染、水汚染、大気汚染、廃棄物汚染、騒音汚染に次いで放射能汚染が上げられている。この時点では、放射能汚染の専門法は制定されていないので、関係する行政法規類についての解説が中心となっている。その後、放射能汚染に対する専門法として、2003年に「放射性污染防治法」が制定された。同法は、第1条で「放射性汚染を防治し、環境を保護し、人体の健康を保障し、そして原子力エネルギーと原子力技術の開発と平和利用を促進するために、本法を制定する。」と規定している。環境法のテキストでは、「環境保護法」を頂点とする環境污染防治法の領域に位置付けられるのが通常である。また中国で出版される法令集でも、同様の位置付けとなっている。例えば、『中華人民共和國環境法典』（國務院法制弁公室（編）。中国法制出版社、2014年1月出版）や、『中華人民共和國環境保護法律法規全書 2016年版』（中国法制出版社、2016年2月出版）などがある。

ところで「放射性污染防治法」を、原子力安全の法体系に位置付ける資格試験の本もある。『核安全相關法律法規』（《注册核安全工程師崗位培訓叢書》編写委員會（編）。中国環境科学出版社、2004年10月出版）は、同法を原子力安全領域の法律法規（原語は「核安全領域法律法規」）の頂点に「放射性污染防治法」を位置付け、同法は中国の原子力領域（原語は「核領域」）の唯一の法律としている（同書2ページ）。

「放射性污染防治法」の制度を分析し、概要を紹介した、桑原勇進氏は、同法は「日本の原子炉等規制法、放射線障害防止法等を併せた」ような法であるとしている（中国環境問題研究会（編）『中国環境ハンドブック2009-2010年版』（蒼蒼社、2009年6月出版）260～264ページの「第4節 放射性汚染への法対応」）。

李朝暉氏は、原子力関係の法体系について、既存の「放射性污染防治法」に加えて、「原子力エネルギー法」（原語は、「原子能法」）と「原子力安全法」（原語は「核安全法」）を取上げ、各法律の目的や役割の違いを指摘した上で、中国の原子力安全の法律体系を完全なものにするために「原子力安全法」を制定することが必要であるとする。（陳臻、楊衛東、周章貴（主編）『能源與環境法律政策新觀察（2013-2014）』（法律出版社、2014年8月出版）145～153ページの「《核安全法》立法有關問題研究」）。李朝暉氏は、現行の「放射性污染防治法」は、環境保護法である共に、安全法でもあるが、安全に関する内容は強調されていないとした。その理由は、2003年当時、中国の原子力発電の規模は比較的小さく、原子力発電の発展の形勢も不明朗であり、原子力の安全問題は未だはっきりしていなかった

ことを挙げている。一方、その後原子力発電が発展してきている中国で、中国が直面している現状について3つのポイントを指摘し、安全に関する専門立法が必要であるとする。3つのポイントは、原子力発電技術が多種多様であること、原子力発電ユニットの総数増加が早いこと、そして原子力発電に参加する主体が多様化していること、である。このような状況で「放射性污染防治法」の内容は、原則的なもので、原子力安全の極端な重要性について専門的な要求を行っていないと評価している。そして「原子力安全法」に規定されるべき基本原則や主要な法律制度について提案している。

上記「2」で紹介したように「原子力安全法」（「核安全法」）が制定されたが、李朝暉氏が指摘する課題に応えたものかどうかは、重要な検証課題である。また同法では、事故が発生した後の汚染問題の解決や損害の回復制度などについては、抽象的な規定を置いただけであり、今後の立法対応が必要な課題が残されたと考えられる。なお李朝暉氏の論稿では、責任制度の具体的な在り方については取り上げられていない。

4 日本の放射能汚染問題に対する法制度の課題と中国からの学び

日本では福島原発事故を契機として、「放射能汚染防止法」の制定を求める立法運動が、札幌市民の会によって行われている。この運動を踏まえて、弁護士山本行雄氏（以下、山本弁護士とさせていただきます）は、『制定しよう 放射能汚染防止法』（星雲社、2016年12月発行）を執筆している。同書では、福島原発事故が発生するまで放射能汚染について公害・環境問題の法体系から適用除外してきた日本の法制度の問題が指摘されている。そして2012年6月の「環境基本法」改正で、放射性物質の適用除外の規定が削除され、放射性物質は同法における「公害原因物質」となったことを踏まえて、放射能汚染公害に対処するために必要な様々な制度について論じられている。そして同書では「放射能汚染に対する法の欠落という課題は、世界共通の課題」であるとされている（同書26～27ページ参照）。

中国では、上記「3」のように、環境汚染法の領域で放射能汚染に関する立法が行われてきた。「放射性污染防治法」は2003年6月に制定されているので、日本は中国から9年も遅れて、放射能による環境汚染に対処するための立法が行われたことになる。一方、中国では、原子力発電の増加に伴い、原子力安全の法整備、そして原子力エネルギーの法整備へと法領域が広がっており、法体系の形成・整備が日本とは逆の動きとなっている。そのような中国での法の展開ではあるが、「世界共通の課題」について日本が学ぶことはある。

(1) 法制度の課題に対する日本での提言

山本弁護士は、日本において放射能汚染が公害・環境法から適用除外されてきたことによって生じている具体的な問題点を指摘している。そして「環境基本法」2012年改正を受け

環境問題での日本と中国の双方向の学び

て、それら問題点を解決するために必要な具体的な立法提案を行っている（同書 177 ページ以下の「資料 4 環境基本法改正に伴う当面必要な法整備安骨子」を参照）。以下で、山本弁護士の提言のいくつかを紹介する。

まず、法整備の基本的な考え方として、「公害法としての一元的法整備をする」こととし、原子力基本法以下の法体系と峻別した法制度の構築が提言されている。山本弁護士は、放射能汚染に対する公害規制法として、「全ての公害・環境法の放射性物質適用除外規定を削除し、原子力基本法体系とは峻別した公害・環境法の体系として放射性物質の特性に応じた法整備をすること。」としている。その上で、総量規制や環境基準・規制基準などの整備を行うことが必要であるとする。特に土壤汚染について、「既存の土壤汚染対策法、農用地土壤汚染防止法の放射性物質適用除外規定を削除すると共に、放射能土壤汚染に対しては、重い罰則をもって規制すること。」とし、そして続けて「漏洩企業の除染義務、賠償義務を定め、賠償については賠償保険の加入など賠償資力の保持を義務付けること。」としている。

福島原発事故による放射能汚染問題では、事故由来放射性物質の適切な処理・処分のために、2011年8月に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（放射性物質汚染対処特措法と略称されている。）が制定された。山本弁護士は、この法律に代えて、環境基本法に基づく公害規制法としての法整備を行い、大気、水、土壤の規制基準などを設けて、事故由来放射性物質を「物理的距離的に人の生活圏から遠ざけ、集約し、封じ込めることを原則とし、既存の焼却施設による焼却を禁止し、焼却によらない方法や、焼却をする場合には放射性物質のための特別の焼却施設を義務付けること。」を提言する。また原因者である東京電力の除染義務と賠償義務を明記し、さらに都道府県知事と市長村長に「除染命令、廃棄物管理命令の権限を認めること。」も提言されている。

原因者の汚染に対する民事責任制度、さらには原因者に汚染問題へ取り組むことを命令する行政制度の提言に加え、刑事法の整備についても、山本弁護士は提言する。すなわち、「放射性物質による被害の甚大性、超長期に及ぶ影響、汚染回復の困難性などの特性に応じた厳しい内容」の罰則規定が必要であるとする。そして現行の公害犯罪に対する法律である公害犯罪処罰法（「人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律」（1970年制定））の規定を改正し、放射性物質については「公衆の生命又は身体に危険を生ずるおそれを生じさせた者」を処罰対象とすることを提言し、放射性物質の排出に対しては罰則を強化し、多様な犯罪類型の処罰規定を整備することが必要であるとしている。

(2) 中国からの学び

放射能汚染への対処のための賠償制度、汚染解決のための費用確保の保険制度などは、上記「3」で紹介したように、中国でも具体化のための取組みが進められている段階と考えら

れる。山本弁護士の立法提言が日本で具体化されるかどうか、一方、中国での法的取組みが今後どのようなものへと展開して行くのかは、中国と日本の相互の学びのために重要な注目すべきこととなるであろう⁵⁾。

さて刑事責任についてはどうか。福島原発事故後1年半ほどして、中国の法学専門誌である『法学雑誌』（2012年第9期（総第223期）64～68ページ）に、中国の放射能汚染に対する刑事処罰制度の改善を提言した論文が掲載された。胡劍波氏と高麗氏の共著である「論我国核汚染刑法規制の完善」である。同論文では、福島原発事故から放射能汚染（原語は「核汚染」）が発生すると危害が巨大であることが再度明らかになったとし、原子力安全保障のシステムは、「災いを未然に防ぐ」という理念を基礎としなければならないとされている。そして中国の放射能汚染に対する刑法の規制に多くの欠陥があることを指摘した上で、中国の刑法が「放射性污染防治法」と有効な繋がりが未だ持っていないとして、具体的な制度改善の提言がなされている。一つは、原子力汚染源のコントロールのために「抽象的危険犯」を制度化すること。そして環境犯罪における主観的意図の証明が難しいという現実への対応として、「過失犯」を制度化すること。この2つの提言が行われている。これらの制度改善が原子力活動に対して萎縮効果をもたらす可能性への懸念に対しては、「原子力活動（原語は核活動）の放棄」と「社会の発展にとって害がある」こととの間に必然的な繋がりはあるとは考えられないとされている。

『法学雑誌』は1980年創刊の、改革開放後の中国で最も早く創刊された法学専門誌である。そこに放射能汚染の原因への刑事法規制強化を主張する論稿が掲載されたことを踏まえ、中国で放射能汚染解決のための法学研究と立法がどのように進められるのかに注目したい。日本が進める原発事故による放射能汚染に対する法制度整備について、その評価のために重要な手掛かりになるであろう。

環境汚染問題に関する中国の制度で注目したい点がある。それは、國務院弁公庁が2014年12月29日に発布した「国家突発環境事件応急預案」である⁶⁾。これは環境事件が突発した際に応急対応をするための緊急時計画である。この2014年「応急預案」は、2006年1月に発布された「国家突発環境事件応急預案」を改正したものであり⁷⁾、2006年「応急預案」との違いとして、原子力施設等で原子力事故によって放射能汚染事件が発生した場合が明記されていること（2014年「応急預案」の「1.3 適用範囲」を参照）と、そして「応急預案」策定の根拠として「放射性污染防治法」が明記されていることが指摘できる。2006年「応急預案」でも放射能汚染は取り上げられているが、原子力施設の汚染問題がより明確に示されており、これは福島原発事故を踏まえての内容の発展と考えられる。

中国の「国家突発環境事件応急預案」では、突発環境事件は4つのレベルに分けられており、それぞれ数値基準（死亡者の数や直接経済損失金額）に基づいて区分されている。ただし、2014年「応急預案」では、放射性物質の漏洩による事故区分では、放射汚染（原語は

「輻射汚染」結果の広がりや範囲の大小という抽象的な内容で、事件規模が「特別重大突発環境事件」（「大範囲」の場合）、「重大突発環境事件」（「較大範囲」の場合）、「較大突発環境事件」（「小範囲」の場合）、そして「一般突発環境事件」（「立地場内あるいは施設内の局部」の場合）という4つのレベルに分けられている（同预案の附属文書1の「突発環境事件分級標準」を参照）。

突発環境汚染事件に関する4レベルの分類基準は、上記のような数値基準が使われているが、2014年「応急预案」の基準は前のものよりも詳細になっている。また直接の経済損失の基準額が増額されているが、これは経済発展によって損失額が大きくなったからであろう。特別重大突発環境事件は、1億元以上（前は1000万元以上）となり、一般突発環境事件は、前は直接経済損失の金額基準はなかったのが、今回は500万元未満と規定された。このほか、2014年「応急预案」では避難者・移転者の数の基準が、下の2つのレベルの事件にも導入された。5万人以上が「特別重大」、そして1万人以上5万人未満が「重大」とされているのは前と同じだが、それに加えて、5千人以上1万人未満が「較大」、5000人未満が「一般」という事件分類となった。

このような数値基準は、環境汚染事件の深刻さを、一般の人が理解するのには、有効かつ必要であると思われる。その基準値の根拠と適正などについては、研究・議論を深めることが重要である。中国の数値基準からは、福島原発事故が、中国の「特別重大突発環境事件」をはるかに上回る環境汚染事件であり、深刻な事件であることを痛感させられる。

5 日本と中国の双方向での学びについて

日本は明治以来、長期間に渡り深刻な環境汚染・公害問題を経験してきた。そして現在も様々な問題が継続しているが、これに福島原発事故の放射能汚染・公害問題が加わった。一方、中国では、世界の発達した国が200年から300年の時間で出現した環境問題が集中的に現れていて、環境保護の業務は今までにない圧力と挑戦に直面していることを、中国の環境保護部が2011年5月25日に発布した「環境保護部関于開展環境汚染損害鑑定評価工作的若干意見」で表明している⁸⁾。

福島原発事故による環境汚染・公害問題は、上記「2」で中国での認識を紹介したが、教訓などの総括とフィードバックを続けていくことが必要な、長期間に亘る過程である。日本の社会での多様な主体による取組みと議論、そして立法・行政・司法の権力機関による取組みは、中国の多様な主体によって注視され、そして検討・議論が行われる、貴重な学びの対象になると考えられる。一方、日本の社会にとって、隣国である中国での放射能汚染問題への多様な取組みを知り、そこから学び、日本での取組みの意味を考えることは重要である。本稿の最初の「1」で、中国で、日本の環境問題に関する研究・出版物に向かい合う姿勢を

示すものとして、「知无不言，言无不尽，言者无罪，聞者足戒」という張坤民氏の言葉を紹介した。日本でも、このような姿勢で、日本に対する中国での検証・評価に真摯に向かい合うことが重要である。

大阪市西淀川区所在の、あおぞら財団は、2016年8月から「中国青空新聞」を発行している。大阪西淀川の大气汚染公害問題の解決のために、汚染原因者に対して大气汚染の差し止めなどを求める裁判が行われ、被害者・法曹・多様な支援主体が長期間にわたり問題解決のために取組んできた。あおぞら財団は、裁判の被告である汚染原因企業が、被害者と和解して支払った和解金の一部を元に設立された組織で、あおぞら財団という名称は、公益財団法人公害地域再生センターの愛称である⁹⁾。あおぞら財団は、環境汚染・公害問題の解決に向けた取組みの歴史を継承し、地域再生のための活動を続け、そして外国の多様な主体と連携した活動も行っている。その活動の一環として、中国での環境汚染・公害問題解決のために、多様な主体との連携を広げ、環境・公害問題について日本と中国の相互理解のための活動を行っている。その活動内容を紹介するのが「中国青空新聞」で、2017年6月には「Vol.4」が発行されている¹⁰⁾。

あおぞら財団の取組みと、そして本稿で紹介した日本と中国が抱える環境汚染・公害問題に関する多様な課題からは、日本と中国の双方向での学びの活動の広がりや、必要かつ重要な時代になっていると、筆者は考える。

〈以上〉

注

- 1) これについては、中国の国務院の以下のホームページを参照（2017年8月31日閲覧）。
「温家宝主持召开国务院常务会议 再次听取全国民用核设施综合安全检查情况汇报讨论并原则通过《核安全与放射性污染防治“十二五”规划及2020年远景目标》」
http://www.gov.cn/ldhd/2012-05/31/content_2150023.htm
- 2) これについては、環境保護部の以下のホームページを参照（2017年8月31日閲覧）。
「国务院批复《核安全与放射性污染防治“十二五”规划及2020年远景目标》」
http://hssaq.mep.gov.cn/dtxx/201510/t20151009_312816.shtml
- 3) 国務院の承認については、国務院の以下のホームページを参照（2017年8月31日閲覧）。
「国务院关于核安全与放射性污染防治“十三五”规划及2025年远景目标的批复」
http://www.gov.cn/gongbao/content/2017/content_5181086.htm
環境保護部の公布については、環境保護部の以下のホームページを参照（2017年8月31日閲覧）。
「国务院批复《核安全与放射性污染防治“十三五”规划及2025年远景目标》」
http://hssaq.mep.gov.cn/dtxx/201703/t20170323_408666.shtml
- 4) 同法の制定については、全国人民代表大会の以下のホームページを参照（2017年9月18日閲覧）。
「中华人民共和国主席令第七十三号」
http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-09/01/content_2028041.htm

環境問題での日本と中国の双方向の学び

- 5) 中国の「法」を理解し、その特色を理解するために、以下の本を参照されたい。高見澤磨・鈴木賢（編）『要説 中国法』（東京大学出版会，2017年9月発行）。同書第13章は「環境法」（片岡執筆）である。
- 6) 「国家突発環境事件応急预案」については、国务院の以下のホームページを参照（2017年8月31日閲覧）。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-02/03/content_9450.htm
- 7) 2006年「国家突発環境事件応急预案」については、国务院法制办公室（編）『中華人民共和国環境保護法典』（中国法制出版社，2008年）41頁所収を参照。
- 8) 別濤（編著）『環境汚染責任保険法規匯編』（法律出版社，2014年，11月発行）55ページに所収を参照。
- 9) あおぞら財団については、ホームページ「あおぞら財団について」を参照されたい。
<http://aozora.or.jp/aboutzaidan>
- 10) 「Vol. 4」は、以下のホームページで入手できる。
<http://aozora.or.jp/archives/28843>